

現場代理人の常駐義務緩和の対象拡大について

平成 27 年 3 月

入札監理課

1 拡大の理由

現場代理人の常駐義務緩和については、これまでも様々な措置を講じてきたが、現場技術者の確保困難を理由とする入札不調が依然として多く発生しているため、品質確保や安全管理に問題のない範囲でさらに対象を拡大するものである。

2 内容

現場代理人の常駐義務緩和の拡大

(1) 県及び市町村の発注工事において、同一の主任技術者が管理を行い、品質管理や安全管理に支障がない工事に限り、現場代理人の常駐義務緩和の対象とできるように拡大する。

○現 行：県発注工事における同一の主任技術者が管理できるもの

(各々の発注者が常駐義務緩和を認めた場合に限る。)

○改正後：県発注工事及び市町村発注工事における同一の主任技術者が管理できるもの

(県及び市町村の各々の発注者が常駐義務緩和を認めた場合に限る。)

○目 的：市町村発注工事との常駐義務緩和を可能とすることにより、市町村発注工事を含めて、技術者等の不足による入札不調の防止対策の強化を図るもの。品質確保や安全管理に支障のない範囲で行うことは、今までと同様とする。

※ 同一の主任技術者が管理できるものとは、一体性又は連続性のある工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、現場の相互間の距離が概ね 10km 程度以内の場所において、同一の建設業者が施工することをいう。

(2) 特に発注者が支障ないと認めた工事において適用している工事区分は、廃止する。

○現 行：当該工事の予定価格又は先行工事の契約金額のいずれかが 1,000 万円以上の場合は、下記の同一区分の工事に限る。

・区分 1	一般土木、舗装、橋梁上部、PC 上部、しゅんせつ、塗装、法面処理、上・下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト
・区分 2	建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備、通信設備

○改正後：区分の廃止

○理由：区分1と区分2は土木系と建築系の2つに区分されたものであるが、区分が異なる工種でも緩和を必要とする場合（例：建築と一般土木の建築外構工事）もあるため区分を廃止する。

3 効果

現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大により、入札不調の要因である技術者不足への対策強化につながる。

4 施行時期

平成27年4月1日以降に申請のあった案件から適用し、適用期間については復旧・復興の進捗状況を踏まえ判断していくこととする。